

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和2年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年1月5日

沼津市監査委員 大川 正 博  
同 宇佐美 文 男  
同 高 橋 達 也

沼 津 市 監 査 第 4 5 号  
令 和 3 年 1 月 5 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博  
同 宇佐美 文 男  
同 高 橋 達 也

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名 沼津茶消費拡大推進事業補助金

所管課名 産業振興部 農林農地課

団体名 沼津市茶業振興協議会

3 監査の範囲

令和元年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和2年10月1日から令和2年12月25日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

## 6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善すべき点を確認された。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

沼津市茶業振興協議会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

沼津茶消費拡大推進事業補助金 1,420,000円

低迷する沼津市茶業界の活性化と基幹作物である沼津茶の振興を図ることを目的とし、沼津茶の認知度を高め、茶に対する意識の向上と地産地消、消費拡大等の推進活動を行う沼津市茶業振興協議会に対して補助金を交付するもの。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

収入年月日	収入金額	口座名義人
令和元年6月14日	1,420,000円	沼津市茶業振興協議会 会長 佐野良一郎

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
沼津茶消費拡大推進事業	1,897,987円	1,869,449円	28,538円

収入の主なものは沼津市及び南駿農業協同組合からの補助金であり、収入全体の90.6%を占めている。

支出における主なものは広報宣伝費1,514,437円である。

4 事業の執行状況

沼津市茶業振興協議会は、沼津市茶業界の振興と沼津茶の特産品化を図ることを目的とし、県、市、農協、商工会議所、茶商組合、生産者等の構成団体から選出された委員をもって組織された団体で、近年は沼津茶普及のための広報宣伝を行うイベント等の開催や参加に重点を置いた活動が行われている。なお、協議会の会計処理等を行う事務局は沼津市農林農地課内に置かれている。

令和元年度の主な事業としては、消費拡大イベントとして、日本茶インストラクター等による沼津茶呈茶サービスや、市民向けのおいしいお茶の淹れ方講座、小学校におけるお茶講座等が開催され、また販路拡大のための活動として、安全・安心の指標となるGAP認証取得における支援等が実施されていた。その他、他の機関が開催する各種イベント等にも参加し、沼津茶の販売やPR活動、呈茶サービス等が実施されていた。市内小学3年生から6年生を対象とした、お茶に関する知識や淹れ方を競う「T-1グランプリin沼津」は新型コロナウイルスの影響により直前で中止となったが、今後も積極的なPR活動の継続が望まれる。

さらに、今後の協議会活動としては、イベントのみならず当事者との意見交換を行い意識喚起や情報共有を図るなど、協議会機能の更なる有効活用を提言するとともに

に、沼津茶の認知度向上と消費拡大に向けた取組が、より一層推進されることを期待するものである。

当該補助金は交付目的に沿って有効に活用されているものと認められたが、一部に改善すべき点が見受けられたため、指摘事項及び留意事項として以下に述べる。

(1) 指摘事項

ア 協議会規約等の適正性の検証と遵守について

協議会の規約及び会計処理規程において、事務局について一部明記されていない事項があり、また決裁の専決規定がないのに事務処理では事務局長専決となっているものが見受けられた。協議会の規約等について、適正性を検証した上で遵守を徹底されたい。

イ 源泉徴収事務の適正な執行について

お茶講座の講師謝礼等の支払いにおいて、所得税源泉徴収が行われていなかった。源泉徴収事務について、今後は適正に執行されたい。

(2) 留意事項

ア 補助金積算根拠の明確化について

補助金交付要綱において、補助額は「市長が定める額」とされており、所管課は、団体の事業全てが補助対象であるとの認識で、団体の予算科目ごとに補助対象経費の積算をせず、市の予算の範囲内で交付していた。しかし、補助金交付の適正性を確保するためにも、補助対象経費の内訳は明確にすべきである。今後は、補助金積算根拠の明確化を図られたい。

イ 事業計画に沿った適正な予算執行について

令和元年度の新規事業の支出科目について、適正でないと思われるものがあつたため、今後は事業計画に沿った適正な予算執行に努められたい。

ウ 協議会事務局における事務処理の適正な執行について

市が事務局である協議会の事務処理において、一部で改善を要する事項が見受けられた。それは、支出調書に検収日・検収印がないこと、支出調書の支出を確認する職員が担当者と同一職員であること、通帳と通帳名義人の印鑑が同じ金庫内で保管されていたこと、事務局で保管している会長認印について、適切でないと思われる使用方法が見受けられたことなどである。これらの会計事務を含む事務処理においては、今後、適正な支出調書等の作成に留意し、現金・通帳・印鑑等については、必ず複数人で管理を行いチェック体制の強化を図られたい。また、会長認印は、会長の了承を得た上での使用であることは確認したが、事務局として、協議会の意思決定に基づき事務処理を行うことを改めて認識するとともに、市の事務分担表にも協議会事務を取り扱っていることを明記し、更なる適正な事務執行に努められたい。

なお、立替払による支払いが一部見受けられたが、立替払は証拠となる領収書を紛失した場合救済不能になることや、私金との区別が不明確になるなどの観点から、原則行わないことが望ましい。